

地方独立行政法人大阪市民病院機構 一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：（出生時）育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・15人以上取得すること

女性職員・・・取得率を90%以上にすること

<取組内容>

- 令和7年4月～ 育児休業制度をはじめとした出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引等の更新
- 令和7年4月～ desknet's のインフォメーションやナレッジを活用した取得手続き等の職員への定期的な周知

目標2：所定外労働時間の削減についての目標を定め、法人内に周知を図ることにより、所定外労働時間の削減に努める。

<取組内容>

- 令和7年4月～ 部署責任者に対する所定外労働時間にかかる資料提供
- 令和7年4月～ 職員安全衛生委員会における協議

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。